

北海道胆振東部地震・台風21号 における農業被害に関する緊急要請

9月4日から5日に上陸した台風21号による強風などにより、農作物の倒伏や農業用ハウスの損壊など大きな被害が生じました。

さらに、追い打ちをかけるように、翌6日には、胆振東部地震に見舞われ、道内農畜産物及び農業施設等の甚大な被害の発生に加え、地震による大規模な停電で農産物の集出荷が出来ず、特に生乳は廃棄を余儀なくされるなど輸送や保管、製造体制に未曾有の被害となる状況にあります。

生産現場では、早急に農地・農業用施設などの復旧が求められており、農作物の収穫期を迎え、農作物被害による所得減や復旧にかかる経費の増加などで被災農業者は次年度の営農に大きな不安を抱いています。

については、災害からの迅速な復旧に向けて、被災農業者への支援など、万全な支援が講じられますよう下記のとおり要請致します。

記

I. 激甚災害の早期指定について

北海道農業に大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震並びに台風21号の災害について、激甚災害の指定を速やかに行い、特別の財政措置を講ずること。

Ⅱ. 災害復旧等に係る万全な予算の確保について

道路や河川等のライフラインをはじめ、農地や農業用施設など早期の災害復旧事業の着手に加え、営農再建に向けた被災農家への支援など迅速な対応を図るため、国による万全な予算措置を講ずること。

Ⅲ. 被災農業者に対する営農支援策の強化について

1. 台風21号によるハウスの倒壊、農業機械・施設の損壊などの被害について、ハウスの撤去・修復、機械・施設の修繕などにかかる費用に対して、積雪前に復旧できるよう国の支援策を早期に講ずること。
また、デントコーン倒伏など農作物の被害に対する万全な支援策を講ずること。
2. 胆振東部地震に伴う北海道全域にわたる停電により生鮮野菜や生乳の廃棄などの被害については、次年度以降も営農継続を図り安定生産が確保されるよう万全な支援策を講ずること。
3. 農業共済金の早期の支払いを求めるとともに、各種制度資金における無利子化などを含め、営農の安定に向けたきめ細かい国の支援策を講ずること。
4. 近年、自然災害による農業被害が頻発していることから、災害に強い農業基盤を強固なものとするため、実効性のある施策の実施や財源の確保を図ること。

2018（平成30）年 9月 日

北海道農民連盟

委員長 西原正行